



# 「高齢者見守りサポーターやお」 協力事業者実施要領



## ●目的（第1条）●

高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けていけるように、地域における高齢者の見守り体制の強化に向けて、様々な業種の事業者等との連携を図るにあたって、必要な事項を定めるものとする。

## ●実施方法（第2条）●

市内に事業所を有する事業者等で、本市の高齢者の見守り活動の趣旨に賛同し、協力が可能な事業者等を「協力事業者」として登録する。

- 2 協力事業者の登録は、指定の登録書(様式 第1号)により行う。
- 3 登録完了者には、啓発用のステッカーを交付するとともに希望者については、市のホームページ上で事業者名を公表する。

## ●活動内容（第3条）●

協力事業者としての活動は、下記のとおりとする。

- (1) 高齢者の見守り活動の実施主体(高齢者見守りサポーターやお)の一員として、主に日常業務を通じて、高齢者の安否の確認や行動に留意する。
- (2) 前号の見守り活動中に異変等に気づいた場合は、速やかに地域包括支援センターなどの相談機関に連絡する。
- (3) 市が開催する見守り活動に資する研修会等に積極的に参加する。

## ●任期等（第4条）●

協力事業者の任期は、登録を完了した日から開始し、期限は設けないものとする。なお、辞退の申し出があった場合又は事業所が市外へ移転した場合等はこの限りでない。

## ●庶務（第5条）●

協力事業者に関する庶務は、高齢介護課において処理する。

## ●その他（第6条）●

この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

